

令和5年度における沖縄地区の 独占禁止法等の運用状況

今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引課が公表した、令和5年度における沖縄地区の独占禁止法、下請法及び景品表示法の運用状況について、ご紹介します。



独占禁止法

1 内容

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うにあたって守るべき基本ルールを定め、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。

2 処理件数

8件の注意を行いました。



「どっくん」

3 事件の概要

○不当廉売

申告のあった小売業における不当廉売については迅速に処理するとの方針の下、石油製品の小売業について、不当廉売につながるおそれがあるとして6件の注意を行った。

このほか、酒類の製造業者に対して、不当廉売につながるおそれがあるとして1件の注意を行った。

○事業者団体による最低価格等の決定、価格等の交渉

飲食業者を会員とする団体Aは、料理について、

ア 会員の最低価格等を決定することを検討していた。

イ 取引先事業者に対し価格の引上げ等を求めていた。

4 広報・広聴活動

独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員から独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行ったほか、有識者との懇談会を3回、独占禁止法教室を6回、独占禁止法説明会等を10回行いました。



▲有識者との懇談会の様子

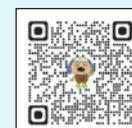


▲独占禁止法教室の様子

ご紹介した各法の詳しい運用状況については、右二次元コードからご覧いただけます。



▲ 独占禁止法



▲ 下請法



▲ 景品表示法

独占禁止法等に関するご相談や講師派遣のご依頼などがありましたら、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先

総務部 公正取引課 ☎ 098-866-0049

下請法

1 内容

下請法は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を図るために、下請代金の支払い遅延、減額等の親事業者の不適な行為を禁止しています。



「オットリー長官」

2 処理件数

56 件の指導を行いました。

指導を行った親事業者 6 名から下請事業者 11 名に対して、遅延利息の支払等について総額 9 万円の原状回復が行われました。

3 事件の概要

- 設備等の修理を下請事業者に委託している B 社は、発注時に発注内容等の必要記載事項を記載すべき書面に、必要記載事項の一部を記載しない場合において、当該事項が定められない理由及び当該事項の内容を定められることとなる予定期日を記載していなかった。また、前記事項が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付していなかった。（書面の交付義務）
- 自動車の修理を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者の給付の内容等必要記載事項について記載した書類を 2 年間保存していなかった。（書類の作成・保存義務）
- 果汁飲料等の PB 商品の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の対価を決済することにより、下請事業者の利益を不正に害していた。（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
- CM 制作等を下請事業者に委託している E 社は、一部の下請事業者に対し、納品日を誤って認識していたため、下請事業者の給付を受領してから 60 日以内に下請代金を支払っていなかった。（支払代金の支払遅延の禁止）
- 自社工場内における冷凍機の修理又は食品製造機等の修理に必要な部品等の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。（下請代金の減額の禁止）
- 印刷物の印刷等を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し、下請取引に影響を及ぼすこととなる者を通じて自社のグループ会社が発行する冊子への広告の掲載を要請していました。（購入・利用強制の禁止）

4 広報・広聴活動

下請法等の普及・啓発及び効果的な運用に資するため、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行いました。

景品表示法

1 内容

景品表示法は、一般消費者の利益を保護するために、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽つて表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することなどを行っています。

2 処理件数

不当表示に関する 1 件の課徴金納付命令（2464 万円）、1 件の指導を行いました。



3 事件の概要

- 沖縄特産販売株式会社は、珪素を含む食品を販売するにあたり、あたかも、本件商品を摂取するだけで、血液サラサラ、しみ・しわ解消などの効果が得られるかのように表示していました。しかし、実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出がなく、表示どおりの効果があるとまでは認められないものでした。（優良誤認、課徴金納付命令）
- H 社は、酒類を提供するにあたり、「入店から〇〇時間は△△B E E R □□円 モチロン、何杯飲んでも一杯□□円です」等、あたかもビールを提供しているかのように示す表示をしていましたが、実際には、酒税法に規定される「ビール」に該当しない、同法に規定される「発泡酒」を提供していました。（優良誤認、指導）

4 広報・広聴活動

景品表示法の普及・啓発及び効果的な運用に資するため、景品表示法説明会等を 9 回行いました。